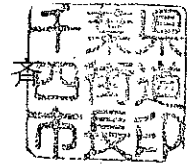


四街道市告示第69号

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の規定により、令和2年度一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和2年4月1日

四街道市長 佐 渡



令和2年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物（ごみ）の種類及び排出量

(1) 排出量 27,528 t/年

(2) 内訳

廃棄物の種類		排出量 (t/年)
可燃ごみ（剪定枝以外）		20,038
可燃ごみ（剪定枝）		250
プラスチック・ビニール類		1,547
資源物	びん	3,479
	缶	
	古紙類	
	繊維類	
	ペットボトル	
廃食用油		
有害ごみ		32
不燃ごみ		579
小型家電（不燃ごみからのピックアップ分）		50
小型家電（拠点回収分）		1
粗大ごみ		604
資源物（再資源化物集団回収分）		948

2 一般廃棄物（ごみ）の処理主体

(1) 収集運搬

①家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）

廃棄物の種類	収集運搬の主体
可燃ごみ（剪定枝以外）	市（委託）
可燃ごみ（剪定枝）	市（委託）
プラスチック・ビニール類	市（委託）
資源物	市（委託）
有害ごみ	市（委託）
不燃ごみ	市（委託）
小型家電（拠点回収分）	市（直営）
粗大ごみ	市（委託）、排出者、 一般廃棄物処理業許可業者
犬、猫等の死骸	市、排出者

②家庭から排出される一時多量ごみ

引っ越し等に伴い一時的に多量に排出されるごみについては、排出者が自ら市の施設に搬入するか、若しくは市が許可した一般廃棄物処理許可業者に収集運搬を委託し、市の施設で処理するものとする。

③事業所から排出される一般廃棄物（ごみ）

廃棄物の種類	収集運搬の主体
事業系一般廃棄物	排出者、一般廃棄物処理業許可業者

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者はごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして積極的に再資源化に取り組むこととする。

なお、排出者自ら直接市の施設に搬入する場合は、廃棄物の種類、量等についてクリーンセンターと事前に協議のうえ登録を行うものとする。

また、自ら搬入できない場合には、市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託して市の施設等で処理を行うものとする。

(2) 中間処理

廃棄物の種類		処理方法	処理主体
可燃ごみ（剪定枝以外）		焼却	市
可燃ごみ（剪定枝）		資源化	委託
プラスチック・ビニール類		圧縮及び梱包（一部資源化）	市
資源物	びん	選別（資源化）	委託
	缶		
	古紙類	選別（資源化）	売払い先事業者
	繊維類		
	ペットボトル		
廃食用油	資源化		
有害ごみ		選別（一部資源化）	市
不燃ごみ		選別及び破砕、資源化	委託
小型家電		資源化	認定事業者
粗大ごみ		選別及び破砕	市

3 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

①排出抑制の方法

- ア 再資源化物集団回収の普及促進（補助金の交付）
- イ 買い物袋持参運動の推進
- ウ エコショップよつかいどう認定制度の推進
- エ リユース品情報コーナーの活用推進
（平成31年度より「リサイクル品交換コーナー」から名称変更）

②再資源化の方法及び量

ア 分別収集による再資源化

「剪定枝」、「プラスチック・ビニール類」、「資源物」であるびん、缶、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食用油の6品目、「有害ごみ」の蛍光灯及び電池等、「小型家電」を収集し、資源化を図る。

(再資源化の方法)

- ・指定法人ルートによる再資源化＝びん(カレット)、プラスチック・ビニール類の一部
- ・独自ルートによる再資源化＝剪定枝、びん、缶、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油、有害ごみ(蛍光灯、電池等)、小型家電

再資源化見込量 4,909 t/年

(剪定枝)	250 t/年)
(プラスチック・ビニール類)	1,097 t/年)
(資源物)	3,479 t/年)
(有害ごみ)	32 t/年)
(小型家電[不燃ごみからピックアップした分])	50 t/年)
(小型家電[拠点回収分])	1 t/年)

イ 自治会、子ども会等による集団回収(再資源化物集団回収)
回収見込量 948 t/年

(2) 収集・運搬計画

①収集区域の範囲

市域全域

②収集・運搬する廃棄物の予定量

区 分	収集運搬量 (t/年)
市が収集運搬する量	22,003
一般廃棄物処理業許可業者が収集運搬する量	4,268
その他(排出者が直接運搬する量)	1,257
計	27,528

③収集回数、排出方法及び収集方式

区 分	収集回数	排出方法	収集方式
可燃ごみ(剪定枝以外) ※「草・葉」及び「紙おむつ」は下記の方法でも出せます。	3回/週	8月31日(月)までは、黄色の可燃ごみ専用袋を使用 (ただし、8月1日(土)から、新しい指定ごみ袋(ピンク)も使用可能) 9月1日(火)から、新しい可燃ごみ袋(ピンク)を使用	ステーション方式
可燃ごみ(草・葉)		8月31日(月)までは、黄色の可燃ごみ専用袋を使用 (ただし、8月1日(土)から、新しい指定ごみ袋(ピンク)も使用可	

			能) 9月1日(火)から、50リットル以下の透明な袋を使用 ※12月29日(火)まで、黄色の可燃ごみ袋に入れて出すことは可能。	
可燃ごみ(剪定枝)			幹の直径5センチ、長さ50センチ以下に切って、1束の直径30センチ程度に束ねて2、3束ずつ排出。	
可燃ごみ(紙おむつ)	3回/週		9月1日(火)から、外観の面から、半透明の袋に入れた後、さらに衛生の面から透明な袋に入れ、2重にし、可燃ごみの日に集積所に排出。 (ただし、8月1日(土)から、新しい指定ごみ袋(ピンク)も使用可能)	
プラスチック・ビニール類	1回/週		透明または半透明の袋を使用	
資源物	びん	1回/週	「無色」「茶色」「その他」の色別に専用コンテナへ入れる	
	缶	1回/週	専用コンテナへ入れる	
	古紙類	1回/週	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パックに分けてひもで束ねる	
	繊維類	1回/週	ひもで束ねる	
	ペットボトル	1回/週	専用の網袋へ入れる	
	廃食用油	1回/週	「その他びん」のコンテナに入れる	
不燃ごみ	1回/月		8月31日(月)までは、透明又は半透明の袋を使用 (ただし、8月1日(土)から、新しい指定ごみ袋(オレンジ)も使用可能) 9月1日(火)から、新しい指定ごみ袋(オレンジ)を使用	
有害ごみ	1回/月		市が配置する専用缶に入れる	専用ステーション
小型家電 [拠点回収分]	不定期		専用の回収ボックスに入れる	拠点回収
粗大ごみ		電話申し込みによる戸別収集、直接搬入又は一般廃棄物処理業許可業者による収集		
犬・猫等の死骸		電話申し込みによる戸別収集又は直接搬入		

※災害等の影響に伴い、新しい指定ごみ袋(ピンク・オレンジ)による排出が困難なときは、例外的な措置により対応する。

(3) 中間処理計画

【市が行う中間処理】

① 処理施設の概要

ア 焼却処理施設

- ・形式 全連続燃焼式焼却炉（流動床）
- ・処理能力 165 t / 24時間（82.5 t / 24時間 / 2炉）
- ・所在地 四街道市山梨2002番地

イ 粗大ごみ処理施設

- ・形式
 - ・横型回転ハンマ式破砕機（粗大ごみ）
 - ・油圧圧縮+ストレッチフィルム梱包式
（プラスチック・ビニール類）
- ・処理能力 15 t / 8時間
5 t / 8時間（粗大ごみ）
10 t / 8時間（プラスチック・ビニール類）
- ・所在地 四街道市山梨2002番地

② 処理量

- ア 焼却処理見込量 20,038 t / 年
- イ 破砕選別処理見込量 604 t / 年
- ウ 圧縮梱包処理見込量 1,547 t / 年

【市が委託して行う中間処理】

① ごみの種類及び処理の内容

ア 可燃ごみの焼却

業者名：JFE環境サービス株式会社 四街道事業所
所在地：四街道市山梨2002番地

イ 資源物（びん）の選別、資源化

（選別） 業者名：有限会社アサヒリサイクル
所在地：四街道市大日1653番地

（資源化） 業者名：豊島硝子株式会社 埼玉営業所（無色びん）
所在地：埼玉県和光市白子3丁目6番地14

業者名：豊島硝子株式会社 松戸支店（茶色びん）
所在地：千葉県松戸市松飛台418番地2

業者名：ガラスリソーシング株式会社 本社工場（その他びん）
所在地：千葉県銚子市春日町740番地1

ウ 資源物（缶）の選別

（選別） 業者名：有限会社アサヒリサイクル
所在地：四街道市大日1653番地

エ 不燃ごみの選別、破砕

（選別、破砕） 業者名：株式会社タケエイ四街道事業所
所在地：四街道市長岡272番地1

オ 剪定枝の粉碎処理

業者名：四街道市再資源化事業協同組合

- 所在地：四街道市四街道1-13-26、202号
- カ プラスチック・ビニール類の圧縮及び梱包、資源化、焼却
 (圧縮、梱包) 業者名：JFE環境サービス株式会社 四街道事務所
 所在地：四街道市山梨2002番地
- (資源化) 業者名：エム・エム・プラスチック株式会社
 富津プラスチック資源化工場
- 所在地：千葉県富津市新富66番1
- (焼却) 業者名：千葉産業クリーン株式会社
 所在地：千葉県銚子市小浜町2950番地

② 処理量 (見込量)

ア 可燃ごみ	20,038 t/年
イ 資源物 (びん)	658 t/年
ウ 資源物 (缶)	264 t/年
エ 不燃ごみ	629 t/年
オ 剪定枝	250 t/年
カ プラスチック・ビニール類	1,547 t/年
キ 有害ごみ	32 t/年

【上記以外の方法で市が資源化を行うもの】

① ごみの種類及び内容

- ア 資源物 (古紙類・繊維類) の資源化
 業者名：株式会社木下
 所在地：四街道市鹿放ヶ丘121番地1
- イ 資源物 (ペットボトル) の資源化
 業者名：株式会社サン・クリーンサービス
 所在地：千葉市稲毛区山王町289番地1
- ウ 資源物 (廃食油) の資源化
 業者名：株式会社丸正
 所在地：埼玉県三郷市上口3丁目54番地1
- エ 資源物 (小型家電) の資源化
 業者名：株式会社リーテム
 所在地：東京都千代田区外神田3丁目6番地10号
- オ 資源物 (剪定枝) の資源化
 業者名：ビルマテル株式会社
 所在地：東京都中央区日本橋茅場町第二別館2階

② 資源化量 (見込量)

ア 資源物 (古紙類・繊維類)	2,219 t/年
イ 資源物 (ペットボトル)	324 t/年
ウ 廃食油	14 t/年
エ 小型家電	5.1 t/年
オ 剪定枝	48 t/年

4 最終処分計画

焼却灰及びプラスチック・ビニール類の一部、並びに不燃性残渣は、最終処分として、その業務を千葉県内外の民間事業者へ委託する。

(1) 委託先の最終処分場

業者名：千葉産業クリーン株式会社

所在地：千葉県銚子市小浜町2950番地

業者名：新和企業有限会社

所在地：茨城県北茨城市磯原町木皿824番地

業者名：ジークライト株式会社

所在地：山形県米沢市大字板谷315番地

(2) 最終処分物と見込量

ア 焼却灰 2,250 t/年

イ 不燃性残渣 350 t/年

5 クリーンセンターでは処理を行わないごみ

油類（オイル・灯油等）、火薬類、建築廃材、コンクリート製品、砂利、砂、自動車部品、塗料、バッテリー、ピアノ、燃えがら（焼却灰等）、特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル法対象品目）、薬品類（劇物、毒物）、浴槽、プロパンガスボンベ、タイヤ（19インチ以下の乗用車用を除く）、ドラム缶など。